

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

昭和57年以前に建てた住宅の耐震工事を行った場合に翌年度の固定資産税を1/2減額いたします。
(120㎡分までを限度)

昭和57年1月1日以前に建てた住宅の耐震改修工事で、補助金等を除く自己負担が50万円超の場合、次のとおり減額されます。

■減額される範囲と税額

耐震工事された家屋のうち、120㎡に相当する固定資産税が1/2減額されます。

(改修工事により認定長期優良住宅に該当することになった住宅については、2/3減額)

■減額される期間

耐震工事の実施時期	減額期間
令和6年3月31日まで	改修した年の翌年度1年間

■申請書類

申告書は、住宅耐震改修工事完了後3か月以内に市役所へ次の書類を添付して申告してください。

添付書類

- ◇現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書の写し
(建築士等による証明書など耐震改修工事であることがわかるもの)
- ◇改修工事の領収書の写し
- ◇補助金等交付決定書(明細書)の写し
- ◇長期優良住宅認定通知書の写し※該当する場合のみ

【注】新築住宅やバリアフリー改修に伴う減額措置とは同時に適用されません。

また、この減額措置の適用は1戸あたり1回限りです。